

呉市教育委員会会議録
(令和2年5月28日定例会)

呉市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年5月28日(木) 14:00開会
16:27閉会
- 2 開催場所 753・754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 栩田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
文化振興課長 多田博
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 9人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第21号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 教議第22号 請願書について(新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願)
 - (5) 教議第23号 請願書について(2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)
 - (6) 教議第24号 請願書について(2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願)
 - (7) 教議第25号 令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (8) 報告第13号 令和3年度使用教科用図書(中学校)の採択手続について
 - (9) 報告第14号 令和3年度使用教科用図書(中学校)採択のための調査・研究要項について
 - (10) 報告第15号 令和3年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について

- (11) 教議第26号 令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (12) 報告第16号 令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (13) 報告第17号 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について
- (14) 報告第18号 寄附受納について
- (15) 報告第19号 令和2年度学校別児童，生徒数等について
- (16) 報告第20号 学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）について
- (17) 教議第27号 臨時代理の承認について（令和2年度教育費補正予算）
- (18) 報告第21号 広島県に対する提案事項について
- (19) 報告第22号 専決処分について

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、小谷委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年4月28日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第17から日程第19については、議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第21号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第21号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、教議第21号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料3ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

職員が、心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職、いわゆる病気休職については、条例等で手続や基準が定められていることから、教育長権限で事務処理ができるようにすることにより事務改善を図るものです。

2の改正の内容を御覧ください。

職員の分限のうち、病気休職に関する事務について、教育長に専決させるものです。なお、分限には、免職、降任、休職、降給の4種類があり、同じ処分でも懲戒処分と異なる点は、職員の道義的責任を明らかにするものではないことです。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては、1ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第21号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第22号 請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願）
--

教 育 長 次に、日程第4の教議第22号「請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、教議第22号「請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願）」について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

本件は、新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願となっております。

請願団体は、子どもと教育を守る市民連絡会・呉で、代表者は是恒氏となっております。請願内容は4点ございます。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

安 部 課 長 それでは、請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和2年4月13日に提出された請願の内容については、学校での新型コロナウイルス対策としての休校措置を含む今後の教育行政の在り方に関して4点ございます。

1点目は、現行教育法規の精神を堅持し順守して教育行政に当たってほしい、2点目は、地域の実情を踏まえ、地方教育委員会が主体的に判断し決定してほしい、3点目は、休校措置においては、子どもの生存権・学習権を守るために具体的措置を工夫し実施するとともに、学習内容の補充については、子ども・教職員の過重負担にならないよう配慮してほしい、4点目は、休業に当たり、市費職員の賃金を保障するとともに、県費職員についても関係機関に要請してほしいとの請願でございます。

4点のうち、まず、1から3点を併せて説明させていただきます。

まず、1点目、2点目についてですが、教育施策の実施に当たっては、これまでどおり法規、法令に則り、地域の実情を踏まえて行ってまいります。

3点目の臨時休業中の子どもの生存権・学習権を守ること、学習内容の補充等についてですが、臨時休業中、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合や、やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できないなどの場合は、学校で感染防止対策を徹底し、児童生徒を受け入れてまいりました。また、家庭学習については、学年ごとに、児童生徒の実態を踏まえて課題を出しております。その他、各学校に家庭学習の工夫や、教材例、文部科学省の子供の学び応援サイト等の情報を提供しており、必要に応じ、各学校のホームページなどで紹介しております。学校再開後も、共有サーバーを新設して、各学

校や部会等で作成した教材やワークシートなどを全小中学校で共有できるようにしたり、研修や行事を精選し減らしたりして、児童生徒や教職員の負担をできるだけ減らすような措置を考えてまいります。

1点目から3点目については以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第22号「請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願）」の説明がありましたが、本請願書には複数の要望事項がございます。審議を明確にするため、趣旨を同じくする要望は一括して、その他の要望は一件ずつ審議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教 育 長 それでは、先ほど事務局から1点目から3点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

小 谷 委 員 教育行政は、法令を順守して、地域の実情を踏まえながら、様々な事案を主体的に決定していくものと思います。学校再開後の児童生徒の学習支援についても考えておられるようですし、3点とも採択で良いのではないのでしょうか。

森 尾 委 員 私も、同様に採択で良いと思います。

教 育 長 ただ今の、小谷委員や森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち1点目から3点目については、採択という御意見でありましたので、採択することとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、本請願のうち1点目から3点目については、採択とします。

続いて、4点目の説明を求めます。

安 部 課 長 次に、4点目の「市費職員の賃金を保障すること。また、県費職員についても関係機関に要請すること。」についてです。

休業期間中の市費職員につきましては、勤務日の割振を調整するなどして対応しています。今後も市費職員の勤務の確保に努めてまいります。

県費職員については、直接的な権限がございませんが、職員の賃金保障等、常に念頭に置いておかなければならない大切なことです。現状は、昨年度、今年度とも、県の基準に基づいて、休業手当が支給されています。

4点目については以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から4点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

佐々木委員 今、説明があったように、既に勤務の確保等、きちんと対応されていますし、要望の主旨もよく分かりますが、県費職員については、呉市教育委員会の権限外になるのでしょうから、本件については、不採択とするしかないと考えますが、いかがでしょうか。

船 尾 委 員 私も、不採択で良いのではないかと思います。

教 育 長 ただ今の、佐々木委員や船尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち4点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本請願のうち4点目については、不採択とします。以上で、本請願に係る審議を終了いたしました。

本請願に対する審議結果について、あらためて整理いたしますと、1点目から3点目については採択、4点目については不採択となりました。

教議第23号 請願書について (2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)

教 育 長 次に、日程第5の教議第23号「請願書について (2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、教議第23号「請願書について (2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)」を御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

本件は、2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願となっております。

請願団体は、教科書ネット呉で、代表者は岩崎、花岡、中室、岸氏となっております、請願内容は4点でございます。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第23号「請願書について (2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)」の説明がありましたが、本請願書についても、同様に審議してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 それでは、順番に審議してまいりますので、事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 請願団体から令和2年4月15日に提出された請願の内容については、令和3年度使用中学校社会科教科用図書の採択に係って4点ございます。

まず、1点目から3点目を併せて説明させていただきます。

1点目は、公正・適正な教科書採択を行ってほしい、2点目は、日本国憲法を守り尊重する教科書を採択してほしい、3点目は、知識を広げ普遍的な真理を追究しうる教科書を採択してほしいとの請願でございます。

教科用図書の採択につきましては、これまで、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、適切に進めております。

したがいまして、請願事項につきましては、一括して、「教科用図書の採択につきましては、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、引き続き適切に進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

教 育 長 ただ今、事務局から1点目から3点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

森 尾 委 員 教科用図書の採択は、適正、公正に行いますので、3点の要望と矛盾しないため、採択ということで、学校教育課長の説明されたように御回答されたら良いと思っております。

- 佐々木委員 私も、採択で良いのではないかと思います。
- 教育長 ただ今の、森尾委員や佐々木委員の御意見に対して、何か御意見がありましたら
 お願いいたします。
 (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、本請願のうち1点目から3点目については、採択とい
 う御意見でありましたので、採択することとしてよろしいですか。
 (異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、本請願のうち1点目から3点目については、採択とし
 ます。
- 教育長 続いて、4点目の説明を求めます。
- 安部課長 続いて、4点目の「多面的・多角的に考察させるための工夫」を「視点・方法」
 に入れることについて説明します。
 教科書採択に係わる視点・方法は、教育長から教科用図書の選定についての審議
 の依頼を受けた呉市教科用図書選定委員会で決定されることでございます。教科書
 採択の公正確保の観点から、選定委員会や調査研究委員会の位置付けやその責任を
 明確にすることが大切だと思っております。ですから、事務局の方から選定委員会
 に対して、〇〇を入れてください、といったような考えあるいは意見を言うことは
 一切できないものと考えております。したがって、本件につきまして、事務局から
 お答えすることはできませんと考えます。
- 教育長 ただ今、事務局から4点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、
 不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。
- 小谷委員 視点・方法は選定委員会で決めるということはよく分かっているのですが、選定
 委員の皆さんは、どのようなものをよりどこに決めていかれるのですか。
- 安部課長 学習指導要領や県の選定資料を参考にしながら、協議し、決定しておられます。
- 小谷委員 分かりました。いずれにせよ、選定委員会で決めることでしょうから、この件に
 ついては、不採択で良いと考えますがいかがでしょうか。
- 船尾委員 私も不採択で良いと思います。
- 教育長 ただ今の、小谷委員や船尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお
 願いいたします。
 (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、本請願のうち4点目については、不採択という御意見
 でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。
 (異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、本請願のうち4点目については、不採択とします。
 以上で、本請願に係る審議を終了いたしました。
 本請願に対する審議結果について、あらためて整理いたしますと、1点目から3
 点目については採択、4点目については不採択となりました。

教議第24号 請願書について（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）

- 教育長 次に、日程第6の教議第24号「請願書について（2021年度使用中学校教科書の
 採択に係る請願）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安倍参事補 それでは、教議第24号「請願書について（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）」を御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

本件は、2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願となっております。

請願団体は、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまで、代表者は宮岡氏、請願内容は7点でございます。

教育長 ただ今、事務局から日程第6の教議第24号「請願書について（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）」の説明がありましたが、本請願書についても、同様に審議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 それでは、順番に審議してまいりますので、事務局の説明を求めます。

安部課長 請願団体から令和2年5月1日に提出された請願の内容については、令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係って7点ございます。

まず、1点目「日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること」について、御説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、これまでも、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、適切に進めております。

したがって、請願事項につきましては、一括して、「教科用図書の採択につきましては、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、引き続き適切に進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

教育長 ただ今、事務局から1点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

船尾委員 教科用図書の採択は、適正、公正に行うのですが、請願と矛盾しないため、採択ということで、学校教育課長の説明されたように御回答されたら良いと思います。

森尾委員 私も採択で良いと思います。

教育長 ただ今の、船尾委員や森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教育長 御発言なしということで、本請願のうち1点目については、採択という御意見でありましたので、採択することとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教育長 御異議なしということで、本請願のうち1点目については、採択とします。

続いて、事務局の説明を求めます。

安部課長 続いて、2点目について御説明いたします。

選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点」を公開してほしいとの要望でございます。

令和2年4月8日付けの広島県教育委員会から通知された「教科書採択における公正確保の徹底等及び令和3年度使用教科書の採択事務処理について」に、「令和3年度使用教科書の採択事務処理に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保に万全を期すようにしてください。」とございます。

教科用図書の採択までは、公正性を確保するため、いかなる外的要因をも介入しないようにする必要があると考えております。

そのため、呉市教科用図書の採択に関する規程において、採択後に、資料等を公表すると定めております。

教 育 長 　ただ今、事務局から2点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

小 谷 委 員 　採択の公正性、透明性の確保という観点から、採択前の公開についてはしない方が良いと思いますので、不採択で良いと思います。

佐々木委員 　そうですね。「観点・視点」は、これまでどおり、呉市で定めた規程に基づき、採択後に公表していくことで良いと思いますので、私もこれは不採択で良いのではないかと思います。

教 育 長 　ただ今の、小谷委員や佐々木委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、本請願のうち2点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、本請願のうち2点目については、不採択とします。続いて、事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　3点目について御説明いたします。

「教科用図書採択事務に関する『規程、要綱、規約』等を採択の適正性を担保するために、法的拘束力のある規則または条例にすること」との要望でございます。

令和2年1月の定例教育委員会会議で、別の団体からの同じ趣旨の請願について、「今後、他都市の状況を調査・研究していくということで採択」としてしています。

これと同様に扱いたいと考えております。

教 育 長 　ただ今、事務局から3点目の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

船 尾 委 員 　私も、昨年度の教科書採択事務が一段落ついた時点で、呉市がより良い採択事務を行っていただけるよう、研究していくことを要望いたしました。規程等を条例にしていくかどうかも含めて、研究していくことになっておりますので、今後、他都市の状況を調査・研究していくということで、採択で良いと思います。

森 尾 委 員 　同じ内容なら、半年も経っていないこともあり、前回同様にして良いと思います。

教 育 長 　ただ今の、船尾委員や森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、本請願のうち3点目については、採択という御意見でありましたので、規程を規則又は条例にすることについては、今後、他都市の状況を調査・研究していくということで採択することとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、本請願のうち3点目については、採択とします。続いて、事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　4点目について御説明いたします。

教科用図書を実際に使い、毎日、子どもたちと向き合っている学校現場の教員の

意見を採択に反映させてほしいとの要望でございます。

呉市教科用図書の採択に関する規程において、調査・研究委員は、校長又は教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から、教育委員会が委嘱することとしております。

各種目には、その教科の指導実績や専門性を持った者を委嘱しており、学校現場で、日々子どもたちの指導に携わっている者ばかりです。委嘱された調査・研究委員が綿密な調査・研究を行うことで、学校現場の教員の意見は採択に反映されるものと考えております。

教 育 長 　ただ今、事務局から4点目の説明がありました。これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

船 尾 委 員 　説明にあったように、教科書を使って、日々指導している教諭が調査・研究に携わるのでしたら、意見は反映されることになると思います。採択でいかがでしょうか。

小 谷 委 員 　そうですね。私も、調査・研究委員には、中学校の校長先生や教頭先生、各教科の先生方が委嘱されるということで、先生方の意見が反映されると思いますので、採択で良いと思います。

教 育 長 　ただ今の、船尾委員や小谷委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、本請願のうち4点目については、採択という御意見がありましたので、採択することとしてよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、本請願のうち4点目については、採択とします。続いて、事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　続いて、5点目「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」、6点目「教科書展示会の開催の充実について」ですが、いずれも要望内容が新型コロナウイルス感染症対策をどのようにしていくかということに関わるものですので、併せて御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、国や県、そして呉市の状況を把握し、必要に応じて呉市保健所と相談しながら、どのような方法で教育委員会会議や教科書展示を行っていくか既に検討中でございます。

特に、教科書展示の会場につきましては、閲覧しやすい場所に設置できるよう考えているところです。

しかしながら、現時点で、呉市内の公共施設の貸館状況も不明確な部分がありますので、今後、状況を見ながら検討していく考えでございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から5点目と6点目の説明がありました。これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

佐々木委員 　要望の趣旨は、ごもっともだと思います。新型コロナウイルス感染症に関わって、日々、状況が変化しています。その状況に応じて、より良い形で行うべきだと思いますし、既に検討しているというのも当然のことでしょう。ただ、実施する段階で、どのような形になるか分からないので不採択で良いと思います。

森 尾 委 員 　私も不採択で良いと思います。状況把握をしっかりと、検討を進めてください。

教 育 長 　ただ今の、佐々木委員や森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち5点目と6点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本請願のうち5点目と6点目については、不採択とします。

続いて、事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 7点目について御説明いたします。

本件は、教科書展示において、閲覧の際、教科用図書の写真を撮ることを要望するものでございます。

呉市教育委員会は、現時点では、著作権法に違反するおそれがあるとの考えで、コピーや写真を撮ることは許可しておりません。

教 育 長 ただ今、事務局から7点目の説明がありました。これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

佐々木委員 一点質問なのですが、他の市町では、教科用図書の写真を撮ることができる場所もあるそうですが、写真を撮ることを許可しないと判断したのはどういった理由からでしょうか。

安 部 課 長 著作権法第30条に、私的使用のための複製に個人的又は家庭内若しくは家庭に準ずる閉鎖的な範囲で使用する場合に適用されるとあり、複製したものが私的な利用の範囲であるかどうか判断することが難しいためです。

佐々木委員 分かりました。個人使用に留まるかどうかを判断することは難しいと思いますので、私は不採択で良いと思います。

小 谷 委 員 私も、個人の利用に制限すべき有効な方法がないのであれば、閲覧する方には御理解いただき、これまでどおり写真を撮ることを許可すべきではないと思いますので、不採択で良いと思います。

ただし、許可している自治体もあるとのことですので、研究してみてもどうですか。

安 部 課 長 今後の研究課題としてまいります。

教 育 長 ただ今の、佐々木委員や小谷委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち7点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本請願のうち7点目については、不採択とします。

以上で、本請願に係る審議を終了いたしました。

本請願に対する審議結果について、あらためて整理いたしますと、1点目については採択、2点目については不採択、3点目については、今後、他都市の状況を調査・研究していくということで採択、4点目については採択、5点目と6点目については不採択、7点目については不採択となりました。

教議第25号 令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 次、日程第7の教議第25号「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について御説明いたします。

始めに、資料にはございませんが、本年度の教科用図書の採択について説明させていただきます。今年度は、中学校の採択を行います。昨年度、採択を行った教科等に「特別の教科、道徳」が加わります。また、例年どおり、小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書、呉高等学校で使用する教科用図書の採択を行います。

それでは、資料の15ページをお開きください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針の(1)採択の基本のアを御覧ください。中学校用教科用図書については、(ア)から(オ)の5つの観点に基づいて調査・研究を行います。

イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の4つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

16ページを御覧ください。2の方法、組織及び手続の(1)は、採択方法や選定委員会、調査・研究委員会について定めたものです。

なお、(2)にありますとおり、小学校用教科用図書につきましては、原則、令和元年度に採択した教科用図書と同一の教科書を採択することとしております。

(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、呉市教科用図書の採択に関する規程及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の教議第25号「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 選定委員には、専門家ではない保護者の方も含まれていると思いますが、そういう方が発言しにくい環境があるのかなと思います。そうならない環境作りをしてあげて欲しいと思います。

安部課長 会議の中で発言できる機会を増やせるように工夫するなど、保護者の方が発言しにくくならない環境作りに努めてまいります。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第13号 令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について

教育長 次に、日程第8の報告第13号「令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安部課長 それでは、報告第13号「令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について」御説明いたします。

19ページを御覧ください。

1の採択の方針を御覧ください。中学校の教科用図書の採択の手続につきましては、採択に関する規程及び基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手順を御覧ください。手順については、20ページの教科用図書採択の手順及びこの後報告させていただく21ページ、22ページにあります令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項によるものとしています。

20ページを御覧ください。図で示しております①から⑥の手順に従い、進めてまいります。調査・研究委員会における綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

19ページに戻っていただき、3の日程を御覧ください。

今後の作業等の流れは、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中に、選定委員会委員長から教育長に、審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

また、表の下に記述しております、教科用図書の法定展示を御覧ください。広く市民に閲覧してもらえるように法定展示を行います。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、期間、日時及び場所を変更する可能性があります。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長 ただ今、事務局から日程第8の報告第13号「令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について

教 育 長 次に、日程第9の報告第14号「令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、報告第14号「令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について」御説明いたします。

21ページを御覧ください。

この要項は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び採択の基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

2の呉市教科用図書選定委員会を御覧ください。

(1)の構成及び運営につきまして、構成メンバーは、アにございますように、呉市立中学校長会長、保護者代表及び学識経験者、呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長、そして、4月の定例教育委員会会議で呉市教科用図書の採択に関する規程を改正させていただきましたとおり、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長でございます。

ウにありますとおり、委員会は、原則2回開催いたします。教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会を傍聴していただくことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。

(2)の任務につきましては、アにございますように、選定委員会は、調査・研究委員会に調査・研究を依頼し、イにありますとおり、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告いたします。

22ページの3の調査・研究委員会を御覧ください。

(1)の構成及び運営について、指導主事は調査・研究委員に任命せず、アに示している校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から調査・研究委員を委嘱いたします。

イにありますように調査・研究委員会は、原則3回開催いたします。

(2)の任務につきましては、調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成いたします。

4の報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第14号「令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第10の報告第15号「令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第15号「令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料の23ページを御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の中から採択することとなっているため、特別支援学級用の教科用図書の採択は、毎年度実施することとなっております。

まず、1の採択の方針についてでございますが、これは呉市教科用図書の採択に関する規程及び令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針によることとしております。

2の採択の手順につきましては、24ページに概要を図示してございます。

特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、小・中学校の他の教科用図書の選定方法と違って、各学校が教科書選定会議を設置して、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

採択の手順は、各小・中学校が教科書選定会議で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出します。その後、提出された選定理由書を教育委員会事務局において検討します。

次に、資料23ページの3の日程を御覧ください。

本日の教育委員会会議の後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後、選定作業を進めていき、教育委員会会議において、採択を決定していただくという流れになっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第15号「令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第26号 令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 次に、日程第11の教議第26号「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第26号「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書

の採択に係る基本方針について」御説明いたします。

25ページを御覧ください。

この基本方針は、呉市教科用図書の採択に関する規程に基づいて、呉高等学校で使用される教科用図書の採択について定めるものです。

1の採択基本方針を御覧ください。

(1)の採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等に則り、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定を行い報告された教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)の適正かつ公正な採択の確保及び(3)の開かれた採択の推進につきましては、先程御承認いただいた小・中学校の採択に係る基本方針と同様でございます。

2の選定上の留意事項を御覧ください。

呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

本年度の採択についても適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第11の教議第26号「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用される教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第16号 令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 　次に、日程第12の報告第16号「令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　それでは、報告第16号「令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

27ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の高等学校用教科書目録に登載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。

採択は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほど御承認いただいた基本方

針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、29ページを御覧ください。

採択は、呉高等学校についてもこれまで説明しましたとおり①から⑥の手順に従い、進めてまいります。

28ページを御覧ください。選定委員会及び調査・研究委員会の構成等については、呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領の2の選定委員会、3の調査・研究委員会で示してありますように、選定委員を呉高等学校の校長、教頭、地域代表、学識経験者等、調査・研究委員を呉高等学校の教員とし、それぞれの委員会を構成することとしております。

27ページにお戻りください。

3の日程を御覧ください。

今後、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に、審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第12の報告第16号「令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第17号 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について

教 育 長 次に、日程第13の報告第17号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 副 部 長 それでは、報告第17号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について」御説明いたします。

31ページを御覧ください。

1の広島県内の状況について御覧ください。

広島県におきましては、5月15日に行動基準をレベル2に移行した後、5月22日に、新たな感染者が出ておらず、医療態勢を維持できているとして、県民への外出自粛と休業の要請を全て解除し、最終のレベル1への移行を決定しました。

2の呉市立学校の対応を御覧ください。

(1)のアにあります期間については、これまでお伝えしてきたように、呉市立の学校は臨時休業しておりました。イにありますように、5月18日からは、各学校の実態に応じた形で分散登校を実施し、児童生徒の学びの機会を確保してまいります。

(2)の学校再開についてを御覧ください。

アにありますように、6月1日から学校を全面再開し、給食も実施いたします。イの全面再開する主な理由を御覧ください。令和2年5月22日、文部科学省によ

り、学校の衛生管理の観点から、マニュアルが作成され、学校の行動基準が示されました。広島県は、そのマニュアルの行動基準について、県の専門家の意見を踏まえ、レベル1が相当であると判断しております。

また、呉市において、4月18日に感染症患者が発生して以降、新たな感染者が確認されていないことが主な理由でございます。

ウの全面再開に当たっての留意事項を御覧ください。

感染症防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保してまいります。

次のページになりますが、学校は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、呉市教育委員会を通じて保健所と連携し、学校医と相談して、学校の全部又は一部（学級閉鎖又は学年閉鎖）の2週間の臨時休業を検討してまいります。

なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応してまいります。

(3)の夏季休業日の短縮についてを御覧ください

学習機会を保障するため、下の表にあるとおり、夏季休業日を短縮いたします。

臨時休業中、授業を実施できない状況がございましたが、夏季休業中に授業日を設定することで、1年間の見通しの中で、これまでの時数を補完できると考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第13の報告第17号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 新型コロナウイルス感染症対策については保健所と連携してしっかりと実施していただいているところだと思います。1点要望なのですが、親の職業や子どもの環境について、心ない言動やいじめに繋がることのないように、指導の一環として実施して行ってほしいと思います。

高 橋 副 部 長 委員がおっしゃったことは非常に大事なことだと認識しております。これまでも対応に当たる度に、正しい認識を持ち、誹謗中傷等をするのがないように指導することを学校にも通知しております。今後もその点についてはしっかりと認識し、学校と連携していきます。

佐々木委員 意見ですが、感染症等に関する権限は保健所が一番であります。もっと保健所の意見が表に出てきて然るべきなのではないかと思います。そのあたりをもう少し強調しても良いのではないかと思います。

高 橋 副 部 長 保健所との連携はこれまでも密に行ってまいりました。協議したり助言もいただいております。しっかりとそういったことを実施しておりますので、これからはそういった部分をもっと表に出すようにやっていきたいと思っております。

棚 田 課 長 現在も保健所と連携して対応を進めているところで、今後もその都度、連携してまいります。

教 育 長 保健所だけでなく、学校医の関係がありますので、呉市医師会とも常に連絡を取り、意見をいただきながら進めております。委員が言われたことをしっかりと受け止め、進めていきたいと思っております。

小 谷 委 員 新しい生活が始まって、子どもたちもマスクを着用するようになったと思いますが、これから暑くなってくるので、子どもたちの体調管理にはしっかりと気をつけていただきたいと思います。

棚 田 課 長 学校は、前回の学校再開の時から、健康カードを使って、その日の検温や体調の把握を行っており、今後も同じように進めていこうと思っております。また、マスクをしたままで運動することなどに十分注意するよう通知も出しており、今後も学校には子どもたちの体調管理について発信していきたいと思っております。

特に熱中症に関わっても、マスクの着用時に十分注意して活動するように、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。

教 育 長 ほかにも御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第18号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第14の報告第18号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、報告第18号「寄附受納について」御説明いたします。資料の33ページを御覧ください。

この度、呉農業協同組合（共同申込者：全国共済農業協同組合連合会広島県本部）より呉市立小学校、中学校及び高等学校の全児童生徒に対し、90万円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、呉市立小学校、中学校及び高等学校の全児童生徒に対して、マスク18,000枚を寄附したいとの申出があり、これを受納したものです。

この寄附については、去る5月1日に贈呈式が行われました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第14の報告第18号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 既に受納したとのことですが、配付はスピードが大事だと考えます。学校再開後すぐに渡せるようなスピード感を持っていただきたいと思います。

森 川 課 長 マスクと消毒液については、既に配付しております。

船 尾 委 員 配付というのは、全児童生徒にということでしょうか。それとも学校にということでしょうか。

森 川 課 長 学校に配付しております。

教 育 長 ほかにも御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第19号 令和2年度学校別児童、生徒数等について

教 育 長 次に、日程第15の報告第19号「令和2年度学校別児童、生徒数等について」

を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、報告第19号「令和2年度学校別児童、生徒数等について」御説明いたします。

35ページを御覧ください。

令和2年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童、生徒数及び各学校の学級数が確定しましたので、御報告します。

まず、児童、生徒数について御説明します。

36ページ、最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が小学校児童総数となります。小学校児童総数は10,125名で、前年度に比べ265名減少しております。

続いて37ページ、最も下の段にある中学校の合計欄を御覧ください。同様に、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、4,935名で、前年度に比べ2名増加しております。

小学校は減少していますが、中学校は、今年度ほぼ横ばいの状態です。

36ページにお戻りください。特別支援学級に在籍している児童、生徒数については、先程御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合計値です。小学校は320名で、前年度と比べ12名増加しています。37ページ、同様に生徒総数左隣の合計欄を御覧ください。中学校は107名で、前年度に比べ3名増加しています。

次に、学級数についてです。36ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、0.5という数字が入っている学校がございます。

番号35番、豊小学校の欄を見ていただきますと、通常学級の1, 2, 3, 4年にそれぞれ0.5の数字が入っておりますが、これは1, 2年と3, 4年が複式学級であることを意味し、1, 2年と3, 4年で、それぞれ1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、この豊小学校のみとなっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生は35人、2年生については35人学級で編制できるよう県費の加配教員が措置されている状況で、3から6年生につきましては40人でございます。

36ページの右下を御覧ください。小学校における学級数については、一番下の右から3つ目の欄が通常学級数で、360学級です。その右隣が特別支援学級数で、83学級、合計で、443学級となります。前年度に比べ、通常学級数が13学級減少し、特別支援学級が1学級増加しております。全体では、12学級減少したことになります。

37ページの右下を御覧ください。中学校における学級数については、一番下の右から3つ目の欄が通常学級数で、167学級です。その右隣が特別支援学級数で、44学級、合計で、211学級となります。前年度に比べ、通常学級、特別支援学級ともに、1学級ずつ減少し、全体では、2学級減少したことになります。

5月1日の児童、生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第15の報告第19号「令和2年度学校別児童、生徒数等について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第20号 学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）について

教 育 長 　次に、日程第16の報告第20号「学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　それでは、報告第20号「学校における働き方改革取組方針について」報告いたします。

42ページの1の改定の趣旨を御覧ください。

まず、(1)の現状についてです。本方針につきましては、既に平成30年11月に策定しておりますが、その後、平成31年1月に文部科学省において、在校等時間の上限目安を原則月45時間、年360時間とするガイドラインが策定され、2段落目の5行目にありますように、令和2年1月にガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。

(2)の改定の趣旨でございます。平成30年度に策定した本方針の取組期間は、本来、今年度までとしておりましたが、広島県の条例改正を受け、呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則において、在校等時間の上限を定めたことから、目標等を再設定するとともに、重点的に取り組む項目を明示するため、改定したものです。

43ページ、2のこれまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項を御覧ください。

(1)にありますように、学校における働き方改革を推進するため、これまで、本方針の策定のほか、5行目にありますように、運動部活動の方針、文化部活動の方針の策定や、アからクにありますように、成績処理システムや留守番電話導入などの取組を進めてまいりました。

それらの取組を踏まえた現状についてですが、44ページの表1の児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合の小・中・高等学校欄を見ていただくと、平成28年度に肯定的な回答をした教職員は5割台でしたが、令和元年度は6割台になり、10ポイント以上上昇しております。しかし、目標としてきた8割には達していない状況です。

同じく表3の教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰りの時間数の小・中・高等学校欄を見ていただくと、平成28年度と比べ、令和元年度は、1週間当たり3.8時間減少していることが分かります。特に、次の表4にありますように、週案作成や部活動の時間が減少したことに伴い、授業準備や個別指導に時間を使えるようになっていくことが分かります。

45ページを御覧ください。表5の時間外勤務が80時間以上の者の割合の小・中・

高等学校欄を見ていただくと、令和元年度は3.7%であり、平成28年度の19.2%と比べて、15.5ポイント減少しています。特に、中学校では約26ポイント減少しておりますが、これは部活動休養日の設定が大きく影響していると考えられます。

47ページを御覧ください。本方針により、学校全体の働き方改革を進めてまいります。目標・成果指標としては、前回と同様、(1)と(2)の2つを設定しています。

(1)の児童生徒と向き合う時間の確保については、成果指標にありますように、児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合を、令和4年度末に、引き続き80%以上としました。80%以上ということは、前回の方針の成果指標からは変えておりません。先ほど説明しましたように、昨年度の結果が65.9%であり、教職員の意識を更に高めていく必要があると考えています。

続いて、(2)の長時間勤務の縮減については、「成果指標」にありますように、いわゆる時間外勤務にあたる時間外在校等時間を原則年360時間以内及び月45時間以内としました。前回の方針では、月80時間以上を0名にするという指標でしたが、冒頭で説明した規則に合わせ、この指標を設定しています。なお、45時間以内の者の割合については、表6にありますように、小・中・高等学校において、5割台という現状でございます。

48ページの4の取組を御覧ください。前回同様、枠の中にあります(1)から(4)に示した4つの視点を柱とし、それぞれの柱に重点を定めて取組を進めてまいります。

(1)の学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備については、イの(イ)にありますように、重点として、学校のICT機器等の活用促進に向けたサポート体制の拡充等、教員の負担軽減について検討を進めることを示しております。その他、49ページのオにありますように、各学校で教材・学習指導案等を共有することができるセンターサーバーを導入するなどの取組を進めてまいります。

次に、(2)の部活動指導に係る教員の負担軽減については、アにありますように、重点として、運動部・文化部活動の方針を踏まえ、部活動休養日や活動時間の徹底を図ってまいります。

続いて、50ページの(3)の学校における組織マネジメントの確立を御覧ください。アの(ア)にありますように、本年度から新たに導入しております在校等時間管理システムにより、教職員の在校等時間をより簡単に、確実に把握するなど、適正な勤務時間管理を行います。

柱の4点目、51ページの(4)の教職員の働き方に対する意識の醸成を御覧ください。アの(イ)にありますように、管理職が、教職員と面談をする際に、業務をより効果的・効率的に進める方策として、教職員とともに考える場などを通して、教職員の在校等時間を踏まえた働き方改革に対する意識の醸成を図ることを重点として示しております。

最後になりますが、52ページの5のフォローアップを御覧ください。

学校における働き方改革に向けた取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や取組の検証を行い、必要があれば、改めて方針を見直してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第16の報告第20号「学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船尾委員 小学校の教員は、ほぼ全教科を担当されていると思いますが、専科制を進めていって、担任の授業負担を減らしたりすれば、効率化に繋がるのではないかと思います。法律等で規定があるのかもしれませんが、現状そういったことについて進めていくことがあるのかについて聞いてみたいです。

安部課長 学級数に応じて教員の数は決まりますので、専科制を進めていくのは難しいのですが、学校によっては実情に応じて、得意な授業を専科のような形で交換して実施することによって、教材研究をする時間を少なくするよう工夫したり、中学校の教員が小学校と一緒に授業をしたりして、工夫してやっているところもございます。

船尾委員 難しいのは分かりますが、本気で取り組んでいく上では、そういったこともやっていかなければならないと思いますし、学校の大小によって難しい部分も解消できることもあると思いますので、研究等を進めていっていただきたいと思います。

もう一点、勤務時間の問題について、部活動休養日の設定もあって削減できているように書いてありますが、民間等の考えでいくと、理想と現実というところで、サービス残業的なことを、目に見えない形で、やらないと追いつかない部分があると思うのですが、システムの導入によってそういった部分も解消できているのか、それとも持ち帰っての仕事や、システムを一旦終了して残業しなければならない実態があるのか、正直なところを教えてください。

安部課長 企業と比べると、ということでありましたが、教職員という職種の特性から、子どもたちと関わっていく中では、これまでのいろいろな業務を精選したりということもしてきましたが、時間が生まれると、またその時間を子どもたちに関わる教材研究の時間に費やすというところがあるというのは現状としてございます。しかし、今年から導入した在校等時間管理システムによって、学校にいる時間を正確に把握していきながら、教職員の意識を変えていきつつ、また管理職と一緒に効率的に仕事を進めていくにはどうすべきかを、学校でも工夫しながら進めていく必要があると思っております。教育委員会でもそれをサポートしていく必要があると考えております。

船尾委員 私がPTAに関わっていた時から、教員と児童生徒が関わる時間が少なくなってきたということは言われてきていたことだと思いますが、方針に掲げてその時間を確保しようとしていることは良いことだと思います。そのためのシステムがほぼ確実に機能しているということであれば、今後もそれを続けていながら、子どもたちと接する時間、特に個別指導はなかなかできない部分があったと思いますので、そこに時間を割くことができるのであれば、一人一人のすくい上げなども出来ると思いますし、その辺に時間を有効に使っていったら、教員も有効的な教育ができるのではないかと思います。

佐々木委員 教員という職業の宿命だと思いますが、保護者の勤務が終わって帰ってきた時間に訪問しなければいけなかったりということが生じたり、部活動であれば、大会数が多ければ日曜日に教員が出なければならないということがあると思います。そういったことが起こるとするのは、教員の数足らないのではないかと感じております。そこをどう県にお願いするかが課題ではないかと思います。

教育長 法定定数の中で、限られた人数をどうしても動かせないと国から下りてくるのが現状であります。その中で働き方改革も進めていかなければならないという非常に難しい状況です。学校も時間の短縮をするよう努力しながらやっているところです。教育行政としてできることは、その現状を県や国に伝えるということ、それか

ら絶対的に教員の数が足りないということで、これは毎年市長と一緒に県に要望させていただいております。これは引き続き、事務局も要望の声を出していてもらいたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

それでは、ここで中断し、休憩に入ります。16時に再開します。

教議第27号 臨時代理の承認について（令和2年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

報告第21号 広島県に対する提案事項について

教 育 長 次に、日程第18の報告第21号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、報告第21号「広島県に対する提案事項について」のうち、(仮称)呉市立天応義務教育学校の整備の促進について御報告いたします。

資料の59ページを御覧ください。

まず、提案の要旨でございますが、(仮称)呉市立天応義務教育学校の整備にかかる予算確保について、広島県から国への働き掛けをお願いするものでございます。

現状及び課題には、現在、天応中学校が、平成30年7月豪雨災害により、現在も天応小学校に仮移転して学校運営を行っており、今後、天応小学校の敷地を活用して、天応小学校と天応中学校を統合した義務教育学校を令和5年4月に設立する方針を決定しましたが、こうした施設整備に必要な財源確保が喫緊の課題となっていることを記載しております

中段あたりには取組状況等として、令和元年10月に保護者説明会を実施した後、令和2年3月には、建設工事に伴う設計業務の設計候補者を公募型プロポーザルにより選定し、今年度に入りまして4月には、選定した設計者と学校関係者、保護者、復興関係者による第1回学校づくりワークショップを実施したことを記載しております。

60ページを御覧ください。

提案の内容として、整備内容や被災から現在、そして整備後のイメージパースを記載しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

安 部 課 長 続いて、学校教育課分のうち、併設型中高一貫教育校の設置について御説明いたします。

資料61ページを御覧ください。

平成29年度から4年目となりますが、令和3年度予算について、広島県に対し、広島県立呉三津田高等学校に併設型中高一貫教育校を設置することを提案いたします。

上段にあります、現状及び課題のとおり、呉市では、今年度も郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成を目標に、教育を進めております。

少子高齢化が進む中、呉市では、若年層の定着を目指したまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部の児童が、市外の中学校等へ進学する状況もあり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。

中段あたりの取組状況等にあります図を御覧ください。

呉市は、教育大綱の目標のもと、小中一貫教育と幼児教育、高等学校教育等のつながりを今まで以上に大切にした教育を進めております。それぞれの地域の実態に応じた取組を進めていくとともに、一番下のその他にお示ししておりますような、呉地区公立学校校長会連合会による研修会の実施等、市全体としての取組も継続してまいります。

62ページを御覧ください。

提案の内容についてです。呉三津田高等学校は、広島県教育委員会から指定を受け、総合的な学習の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校であります。

このような立派な実績を持つ高等学校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップが図られるとともに、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えると考えます。このように、多様な人材の確保と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものであります。

併設型中高一貫教育校の設置の説明は、以上でございます。

続いて2件目、学校教職員の定数確保に向けた取組の推進について、御説明いたします。

資料63ページを御覧ください。

昨年度に続き、2年目となりますが、令和3年度予算について、広島県に対し、学校教職員の確実な定数配置を早急に進めることを提案いたします。

上段にあります、現状及び課題のとおり、広島県においては、広島県教育委員会が策定した広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準により、定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることとなっています。

しかし、実際に配置される正規採用教職員の数は、毎年、定数を下回っています。その欠員を臨時的任用教職員で補充しなければならない状況があり、この臨時的任用教職員の数は、近年増加する傾向が続いています。

その欠員の確保については、任命権者である広島県教育委員会ではなく、呉市教育委員会が行っている現状があります。

また、臨時的任用教職員が多く任用されていることが、非常勤講師の候補者の減少にも影響しており、中学校で授業を行う非常勤講師を確保することができないまま新年度をスタートすることがあるなど、学校運営に支障を来しているケースがございます。

ページの下段の取組状況等にございますとおり、昨年度は、5月1日現在で、定

数内の臨時的任用教職員を74人，県費負担非常勤講師を159人確保したところでございます。

呉市教育委員会としても，市の広報紙やハローワークでの求人，関係機関等との連携を重ね，人材の確保に鋭意努めておりますが，その対応に苦慮しているのが実情でございます。

64ページ，提案の内容を御覧ください。

このような状況から，児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し，児童生徒，保護者等が不安を持つことがないように，正規採用教職員の確実な定数配置を早急に進めることを，広島県に提案するものであります。

説明は，以上でございます。

教 育 長 ただ今，事務局から日程第18の報告第21号「広島県に対する提案事項について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 確認ですが，併設型中高一貫教育校の設置を県にお願いするということですが，併設型というのは，同じ敷地内に中学校と高等学校があるということでしょうか。

安 部 課 長 そのとおりです。設置者が同じということで，県立ということになります。

佐々木委員 ぜひ，定数確保に向けて取組をお願いいたします。

小 谷 委 員 県立ということになると，中学校も呉市外からも生徒を募集するということですか。

安 部 課 長 そのとおりです。県内から募集するということになります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

報告第22号 専決処分について

教 育 長 次に，日程第19の報告第22号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは，報告第22号「専決処分について」御報告いたします。

65ページを御覧ください。

この専決処分は，今年3月に昭和中央小学校における物損事故について，相手方に対する賠償金について全国市長会学校災害賠償保障保険から補填することに伴う専決処分について報告するものです。

このことについては，1の賠償の理由にありますように，学校施設の管理瑕疵による車両損傷として，2の賠償金額，93,253円を賠償するものです。

事故の内容は，4の損害の状況にありますように，今年3月17日，昭和中央小学校の敷地内で，車両使用者の職員が運転する車が敷地内に設けられていた排水溝に置かれたグレーチングを踏んだところ，そのグレーチングが固定されていなかったため跳ね上がり，車両の底部に接触し，損傷させたものです。

グレーチングが固定されていなかったのは，排水溝の砂の撤去作業のため一旦外したグレーチングについて，作業した後に固定されたかどうか確認しなかったためでした。

校長が、安全管理を徹底するよう職員に指導しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第19の報告第22号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

（16：27）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和2年5月28日定例会)